

令和4年9月13日

保護者の皆さまへ

大阪府立八尾支援学校
校長 渋川 雅宏
准校長 東 文義

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しにかかる対応について

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省（令和4年9月7日付け事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の患者（以降、「り患者」とする）に対する療養期間等の見直しが決定されたことを踏まえ、学校においてり患者が確認された場合、以下のとおり対応するよう大阪府教育庁から通知がありました。

つきましては、該当する児童生徒等に対して以下のとおり対応させていただきます。

お子様が、新型コロナウイルス感染症にり患したことを確認した場合は、これまでどおり、学校へ連絡いただきますとともに、ご自宅での健康観察の徹底等、感染症予防対策にご協力いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。皆さまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【り患者に対する対応】

■療養期間（出席停止期間）について

有症状の場合 … 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日めから療養解除（登校）を可能とします。ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日めから療養解除（登校）を可能とします。

無症状の場合 … 検体採取日から7日間を経過した場合には8日めに療養解除（登校）を可能とします。加えて、5日めの検査キット[抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）]による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後[6日め]に療養解除（登校）を可能とします。

■健康観察期間（出席停止後の一定期間）について

有症状の場合 … 発症日から10日間経過するまで。

無症状の場合 … 検体採取日から7日間経過するまで。

※上記の「健康観察期間」は、感染リスクが残存するとされる期間です。検温など自身の健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※「感染リスクの高い行動」の例

- ・高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
- ・上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問
- ・不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加（教育活動を除く）

【本件に対する問い合わせ先】

教頭 荒木 沖間 電話 072-923-4485

【新型コロナウイルス感染症 自宅待機SOS（コロナ陽性者24時間緊急サポートセンター）】

TEL：0570-055221 FAX：06-4560-9037 ※通話料はご相談者の負担となります（ナビダイヤルでの案内）。

【大阪府HP：自宅療養者支援サイト】 https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html

【大阪府HP：新型コロナ受診相談センターについて】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html#zyusinnsoudann>